第　７８　号

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和３年２月１８日提出

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第６６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３２条の２」を「第３２条の３」に、「第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第５０条－第５３条）」を「第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第５０条－第５３条）
第６章　雑則（第５４条）
」に改める。

第３条中第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第７条ただし書中「、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第３３条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第４１条第２項（第５３条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第５０条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第１２条第８項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護

老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き」を削る。

第８条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８） 虐待の防止のための措置に関する事項

第９条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第１６条第６項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第２４条第２項中「第３２条の２」を「第３２条の３」に改める。

第２５条第３項中「職員が」を「職員に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第２５条に次の１項を加える。

４　特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２５条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第２５条の２　特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第２７条第２項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。）」を加え、同項第３号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第３２条第１項第３号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第２章中第３２条の２を第３２条の３とし、第３２条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第３２条の２　特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第３４条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　ユニット型特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第３５条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９）　虐待の防止のための措置に関する事項

第３６条第４項第１号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、１５人を超えないもの」を加え、同号ア中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)から(コ)までを(カ)から(ケ)までとする。

第３７条第８項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第４１条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第４１条に次の１項を加える。

５　ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第４３条中「第２４条まで」の次に「、第２５条の２」を加え、「第３２条の２」を「第３２条の３」に改める。

第４６条第１項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第６号の栄養士を置かないことができる。

第４６条第９項の表特別養護老人ホームの項を次のように改める。

特別養護老人ホーム	生活相談員	生活相談員
	栄養士	栄養士
	機能訓練指導員	機能訓練指導員
	調理員	調理員
	事務員その他の職員	事務員その他の職員

第４８条第１項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第４９条中「、第３２条及び第３２条の２」を「及び第３２条から第３２条の３まで」に、「第３２条の２まで」を「第３２条の３まで」に改める。

第５１条第４項第１号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、１５人を超えないもの」を加え、同号ア中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)から(コ)までを(カ)から(ケ)までとする。

第５３条中「第２４条まで」の次に「、第２５条の２」を加え、「第３２条、第３２条の２」を「第３２条から第３２条の３まで」に、「第３２条の２まで」を「第３２条の３まで」に改める。

本則に次の１章を加える。

第６章　雑則

（電磁的記録等）

第５４条　特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙

その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第５条から第７条までの規定中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

（熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第６７号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４章　運営に関する基準（第１３条－第３１条）」を「第４章　運営に関する基準（第１３条－第３１条）
第５章　雑則（第３２条）」に改める。

第３条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第８条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第９条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第１３条第１６項の表養護老人ホームの項を次のように改める。

養護老人ホーム	生活相談員	生活相談員
	栄養士	栄養士
	調理員	調理員
	事務員その他の職員	事務員その他の職員

第１７条第６項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器

（第２５条第２項第１号、第３０条第１項第３号及び第３０条の２第１号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第２４条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第２４条に次の１項を加える。

４　養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２４条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第２４条の２　養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第２５条第２項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第３号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第３０条第１項第３号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第３０条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第３０条の２　養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとと

もに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（２） 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の１章を加える。

第５章　雑則

（電磁的記録等）

第３２条　養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条　熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第６８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４章　運営に関する基準（第１２条－第３５条）」を「第４章　運営に関する基準（第１２条－第３５条）
第５章　雑則（第３６条）」に改める。

第３条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第８条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７） 虐待の防止のための措置に関する事項

第９条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第１８条第５項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第２７条第２項第１号、第３４条第１項第３号及び第３４条の２第１号において「テ

レビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第２５条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第２５条に次の１項を加える。

４　軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２５条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第２５条の２　軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第２７条第２項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第３号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第２９条に次の１項を加える。

２　軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第３４条第１項第３号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第３４条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第３４条の２　軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げ

る措置を講じなければならない。

（１）　当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（２）　当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の１章を加える。

第５章　雑則

（電磁的記録等）

第３６条　軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第３条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　軽費老人ホームＡ型は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第１１条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　軽費老人ホームＢ型は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第４条　熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第６９号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第４節　運営に関する基準（第２７２条－第２７８条）」を「　第４節　運営に関する基準（第２７２条－第２７８条）
第１４章　雑則（第２７９条）」に改める。

第４条に次の２項を加える。

３　指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第３０条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第３２条に次の１項を加える。

４　指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第３２条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第３２条の２　指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第３３条に次の１項を加える。

３　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策

を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第３４条に次の１項を加える。

２　指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第３９条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の１項を加える。

２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第４０条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第４０条の２　指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第５７条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８） 虐待の防止のための措置に関する事項

第５７条の次に次の１条を加える。

（勤務体制の確保等）

第５７条の２　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介

護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3　指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4　指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第５９条中「第３２条」を「第３２条の２」に改める。

第６３条中「第３２条」を「第３２条の２」に改め、「、第３８条（第４項を除く。）、第３９条」を削り、「第４１条まで」の次に「（第３８条第４項を除く。）」を加える。

第７７条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第８５条第５号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第８７条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（６）　虐待の防止のための措置に関する事項

第９５条第２項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第４号を第７号とし、第３号の次に次の３号を加える。

（４）　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

（５）　前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言は、原則としてサービス担当者会議に参加することにより行うこと。

（６）　前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第９５条に次の１項を加える。

3　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

（2）　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

（3）　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

（4）　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第９６条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（6）　虐待の防止のための措置に関する事項

第１０７条中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

第１０８条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第１０８条に次の１項を加える。

4　指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第１１０条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

3　指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第１１１条第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）　当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第１１１条の２を第１１１条の３とし、第１１１条の次に次の１条を加える。

（地域との連携等）

第１１１条の２　指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

２　指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

３　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第１１４条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を加え、「第３７条から第３９条まで」を「第３７条、第３８条、第４０条の２」に改め、「第１０７条」と、」の次に「同項、第２８条、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」を加え、「、第３４条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第１１６条中「第２７条、第２８条」の次に「、第３２条の２」を加え、「第３７条から第３９条まで」を「第３７条、第３８条、第４０条の２」に、「。第３４条」を「。第３４条第１項」に、「及び第３４条」を「、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号」に、「及び第１０８条第３項」を「、第１０８条第３項及び第４項並びに第１１１条第２項第１号及び第３号」に改める。

第１３６条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を加え、「第３９条」を「第４０条の２」に改め、「第１０７条」と、」の次に「同項、第２８条、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」を加え、「、第３４条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第１４４条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９） 虐待の防止のための措置に関する事項

第１４５条第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置

を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１） 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第１４８条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を、「第１０８条第３項」の次に「及び第４項」を加える。

第１５０条第８項中「第７項」を「第８項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第７項を同条第８項とし、同条第６項を同条第７項とし、同条第５項中「並びに同項第３号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち１人は、常勤でなければ」を「のうち１人以上は、常勤でなければならない。また、同項第３号の介護職員又は看護職員のうち１人以上は、常勤でなければ」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同項の次に次の１項を加える。

６ 指定短期入所生活介護事業者は、第１項第３号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第１５３条第４項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「」という。）」を削る。

第１６６条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９） 虐待の防止のための措置に関する事項

第１７０条中「第２７条」の次に「、第３２条の２」を、「第４１条まで」の次に「（第３９条第２項を除く。）」を加え、「第３４条中」を「第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」に改め、「第１０８条第３項」の次に「及び第４項並びに第１１１条第２項第１号及び第３号」を加える。

第１７３条第６項第１号中「）は、」の次に「原則として」を、「１０人以下」の次に「とし、１５人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第１８０条中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

第１８１条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第１８１条に次の１項を加える。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第１８３条の３中「、第２７条」の次に「、第３２条の２」を、「第４１条まで」の次に「（第３９条第２項を除く。）」を、「場合において」の次に「、第３２条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と」を加え、「第３４条中」を「第３４条第１項中」に改め、「同じ。）」と、」の次に「同項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第１０８条第３項」の次に「及び第４項並びに第１１１条第２項第１号及び第３号」を加える。

第１９０条中「、第２７条」の次に「、第３２条の２」を加え、「、第３８条（第４項を除く。）、第３９条」を削り、「第４１条まで」の次に「（第３８条第４項及び第３９条第２項を除く。）」を加え、「第３４条中」を「第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」に改め、「第１０８条第３項」の次に「及び第４項並びに第１１１条第２項第１号及び第３号」を加える。

第２０３条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第２０６条中「第２７条」の次に「、第３２条の２」を、「第４１条まで」の次に「（第３９条第２項を除く。）」を加え、「第３４条中」を「第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」に改め、「第１０８条第３項」の次に「及び第４項」を加え、「第１５４条中」を「第１４５条第２項第１号及び第３号

中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１５４条中」に改める。

第２１５条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第２１６条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第２１６条に次の１項を加える。

５　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２２８条第６項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第２３４条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９）　虐待の防止のための措置に関する事項

第２３５条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第２３５条に次の１項を加える。

５　指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２３９条中「第２７条」の次に「、第３２条の２」を加え、「から第３８条まで」を「、第３８条」に、「、第４１条」を「から第４１条まで」に、「第３４条中」を「第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」に、「

読み替える」を「、第１１１条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第２４７条中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

第２５０条中「第２７条」の次に「、第３２条の２」を加え、「から第３８条まで」を「、第３８条」に、「第４０条、第４１条」を「第４０条から第４１条まで」に改め、「において」の次に「、第３２条の２第２項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加え、「第３４条中」を「第３４条第１項中」に改め、「の従業者」と」の次に「、第１１１条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第２５９条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（６）　虐待の防止のための措置に関する事項

第２６２条に次の１項を加える。

６　指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第２６３条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第２６５条中「第２７条」の次に「、第３２条の２」を加え、「及び第２項」を「、第２項及び第４項」に改め、「第２５９条」と、」の次に「同項、第３２条の２第２項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」を加え、「第１０８条第２項ただし書」を「第１０８条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項ただし書」に改める。

第２６７条中「第２７条」の次に「、第３２条の２」を加え、「、第３８条（第４項を除く。）、第３９条」を削り、「第４１条まで」の次に「（第３８条第４項を除く。）」

を加え、「及び第２項」を「、第２項及び第４項」に改め、「第２５９条」と、」の次に「同項、第３２条の２第２項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」を加え、「第１０８条第２項ただし書」を「第１０８条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項ただし書」に改める。

第２７８条中「第２７条」の次に「、第３２条の２」を加え、「及び第２項」を「、第２項及び第４項」に改め、「第２５９条」と、」の次に「同項、第３２条の２第２項、第３３条第３項第１号及び第３号並びに第４０条の２第１号及び第３号中」を加え、「第１０８条第２項ただし書」を「第１０８条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項ただし書」に改める。

本則に次の１章を加える。

第１４章　雑則

（電磁的記録等）

第２７９条　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第１２条第１項（第４２条の４、第４７条、第５９条、第６３条、第７９条、第８９条、第９８条、第１１４条、第１１６条、第１３６条、第１４８条、第１７０条（第１８３条において準用する場合を含む。）、第１８３条の３、第１９０条、第２０６条（第２１８条において準用する場合を含む。）、第２３９条、第２５０条、第２６５条、第２６７条及び第２７８条において準用する場合を含む。）及び第２２６条第１項（第２５０条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第１６条から第１８条までの規定中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第５条　熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第７０号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第２６６条－第２６８条）」を「　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第２６６条－第２６８条）
第１４章　雑則（第２６９条）
」に改める。

第４条に次の２項を加える。

３　指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第５５条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）　虐待の防止のための措置に関する事項

第５５条の２第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第５５条の２に次の１項を加える。

４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第５５条の２の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第５５条の２の２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時に

おいて、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第５５条の３に次の１項を加える。

3　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第５５条の４に次の１項を加える。

2　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第５５条の９の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の１項を加える。

2　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第５５条の１０の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第５５条の１０の２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を

防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第６３条中「第５５条の４」を「第５５条の４第１項」に改める。

第７３条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第７３条の次に次の１条を加える。

（勤務体制の確保等）

第７３条の２　指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

３　指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

４　指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第７５条中「第５５条の２」を「第５５条の２の２」に、「第５５条の４」を「第５５条の４第１項」に改める。

第８３条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（６）　虐待の防止のための措置に関する事項

第８５条中「第５５条の２」を「第５５条の２の２」に、「及び第６９条」を「、第６９条及び第７３条の２」に、「第５５条の４」を「第５５条の４第１項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第７３条の２中「看護師等」とあるのは「理学療法

士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第８７条第１号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第９２条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（６）　虐待の防止のための措置に関する事項

第９４条中「第５５条の２」を「第５５条の２の２」に、「及び第６９条」を「、第６９条及び第７３条の２」に、「第５５条の４」を「第５５条の４第１項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第７３条の２中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第９６条第２項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第４号を第７号とし、第３号の次に次の３号を加える。

（４）　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

（５）　前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

（６）　前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第９６条に次の１項を加える。

３　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

（２）　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

（３）　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

（４）　それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第１２２条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９）　虐待の防止のための措置に関する事項

第１２２条の２第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第１２２条の２に次の１項を加える。

４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第１２２条の４中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第１２３条第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第１２６条中「第５２条の３」の次に「、第５５条の２の２」を加え、「第５５条の４中」を「第５５条の４第１項中」に改める。

第１３２条第５項中「並びに同項第３号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち１人」を「のうち１人以上は常勤でなければならない。また、同項第３号の介護職員又は

看護職員のうち１人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第８項中「第７項」を「第８項」に改め、同項を同条第９項とし、同条中第７項を第８項とし、第６項の次に次の１項を加える。

７　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第５項ただし書の規定により第１項第３号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第１４１条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９）　虐待の防止のための措置に関する事項

第１４２条の２第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第１４５条中「第５４条」の次に「、第５５条の２の２」を、「第５５条の１１まで」の次に「（第５５条の９第２項を除く。）」を加え、「第５５条の４中「第５５条」とあるのは「第１４１条」と、」を「第５５条の２の２第２項、第５５条の４第１項並びに第５５条の１０の２第１号及び第３号中」に、「第１２２条の２第３項及び」を「第５５条の４第１項中「第５５条」とあるのは「第１４１条」と、第１２２条の２第３項及び第４項並びに」に改める。

第１５６条第６項第１号中「）は、」の次に「原則として」を、「１０人以下」の次に「とし、１５人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第１５９条中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

第１６０条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全て

の介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第１６０条に次の１項を加える。

５　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第１６７条の３中「第５４条」の次に「、第５５条の２の２」を、「第５５条の１１」の次に「まで（第５５条の９第２項を除く。）」を加え、「第５５条の４中」を「第５５条の２の２第２項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第５５条の４第１項中」に改め、「第１４１条」と、」の次に「同項並びに第５５条の１０の２第１号及び第３号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」及び「」という。）」を削り、「第１２２条の２第３項」の次に「及び第４項」を加え、「及び第１４０条」を「、第１４０条並びに第１４２条の２第２項第１号及び第３号」に改める。

第１７４条中「第５４条」の次に「、第５５条の２の２」を加え、「第５５条の７まで、第５５条の８（第４項を除く。）、第５５条の９から」を削り、「第５５条の１１まで」の次に「（第５５条の８第４項及び第５５条の９第２項を除く。）」を加え、「第５１条の１３中」を「第５１条の１３第１項中」に、「第５５条の４中「第５５条」とあるのは「第１７４条において準用する第１４１条」と、」を「第５５条の２の２第２項、第５５条の４第１項並びに第５５条の１０の２第１号及び第３号中」に、「第１２２条の２第３項及び」を「第５５条の４第１項中「第５５条」とあるのは「第１７４条において準用する第１４１条」と、第１２２条の２第３項及び第４項並びに」に改める。

第１８１条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第１８４条中「第５４条」の次に「、第５５条の２の２」を、「第５５条の１１まで」の次に「（第５５条の９第２項を除く。）」を加え、「第５５条の４中」を「第５５条の２の２第２項、第５５条の４第１項並びに第５５条の１０の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、同

項中」に改め、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削り、「第１２２条の２第３項及び」の次に「第４項、」を、「１２２条の４第１項」の次に「並びに第１２３条第２項第１号及び第３号」を加え、「第１３６条中」を「第１３６条第１項中」に改める。

第１９６条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第１９７条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第１９７条に次の１項を加える。

５　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２１４条第３項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第２１５条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９）　虐待の防止のための措置に関する事項

第２１６条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第２１６条に次の１項を加える。

５　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２２０条中「第５４条まで」の次に「、第５５条の２の２」を加え、「第５５条の８まで、第５５条の１０、」を削り、「第５５条の１１」の次に「まで（第５５条の９第２項を除く。）」を、「第５３条」の次に「、第５５条の２の２第２項、第５５条の４第１項並びに第５５条の１０の２第１号及び第３号」を加え、「第５５条の４中」を「同項中」に、「第２１５条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を「第２１５条」と」に、「読み替える」を「、第１４２条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第２３４条中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

第２３７条中「第５４条まで」の次に「、第５５条の２の２」を加え、「第５５条の８まで、第５５条の１０、」を削り、「第５５条の１１」の次に「まで（第５５条の９第２項を除く。）」を、「第５３条」の次に「、第５５条の２の２第２項並びに第５５条の１０の２第１号及び第３号」を加え、「第５５条の４中」を「第５５条の４第１項中」に、「第２１２条第２項」を「第１４２条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第２１２条第２項」に改める。

第２４５条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（６）　虐待の防止のための措置に関する事項

第２４８条に次の１項を加える。

６　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第２４９条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規

定による掲示に代えることができる。

第２５１条中「第５４条」の次に「、第５５条の２の２」を加え、「及び第２項」を「、第２項及び第４項」に改め、「第２４５条」と、」の次に「同項、第５５条の２の２第２項並びに第５５条の１０の２第１号及び第３号中」を、「サービスの利用」と」の次に「、同条第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第２５６条中「第５４条」の次に「、第５５条の２の２」を加え、「第５５条の７まで、第５５条の８（第４項を除く。）、第５５条の９から」を削り、「第５５条の１１まで」の次に「（第５５条の８第４項を除く。）」を加え、「及び第２項」を「、第２項及び第４項」に改め、「第５５条」とあるのは「第２５６条において準用する第２４５条」と、」の次に「同項、第５５条の２の２第２項並びに第５５条の１０の２第１号及び第３号中」を、「サービスの利用」と」の次に「、同条第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第２６５条中「第５４条」の次に「、第５５条の２の２」を加え、「及び第２項」を「、第２項及び第４項」に改め、「第５５条」とあるのは「第２６５条において準用する第２４５条」と、」の次に「同項、第５５条の２の２第２項、第５５条の３第３項第１号及び第３号並びに第５５条の１０の２第１号及び第３号中」を、「サービスの利用」と」の次に「、同条第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の１章を加える。

第１４章　雑則

（電磁的記録等）

第２６９条　指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第５１条の５第１項（第６３条、第７５条、第８５条、第９４条、第１２６条、第１４５条（第１６２条において準用する場合を含む。）、第１６７条の３、第１７４条、第１８４条（第１９９条において準用する場合を含む。）、第２２０条、第２３７条、第２５１条、第２５６条及び第２６５条において準用する場合を含む。）及び第２１２条第１項（第２３７条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に

よる情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第１６条から第１８条までの規定中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

（熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第６条　熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第７１号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第３節　運営に関する基準（第４７条－第５５条）」を「　第３節　運営に関する基準（第４７条－第５５条）
第６章　雑則（第５６条）」に改める。

第３条に次の２項を加える。

４　指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

５　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第５条第１項に次のただし書を加える。

ただし、入所定員が４０人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第５号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第５条第１項第５号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第４項ただし書中「、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第４４条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第５３条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユ

ニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第１５８条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準第１６７条第２項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第１１項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）」に改める。

第１６条第６項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第１７条第６項中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第２２条の次に次の２条を加える。

（栄養管理）

第２２条の２　指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔（くう）衛生の管理）

第２２条の３　指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第２９条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）　虐待の防止のための措置に関する事項

第３０条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第３０条に次の１項を加える。

４　指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点

から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第３０条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第３０条の２　指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第３２条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第３３条第２項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第３号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加え、同項第４号中「及び」を「又は」に改める。

第３５条に次の１項を加える。

２　指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第４１条第１項第３号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４１条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第４１条の２　指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４５条に次の２項を加える。

３　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、入居者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第４６条第２項第１号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、１５人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第４８条第８項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第５２条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９）　虐待の防止のための措置に関する事項

第５３条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第５３条に次の１項を加える。

５　ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第５５条中「第２８条まで」の次に「、第３０条の２」を加える。

本則に次の１章を加える。

第６章　雑則

（電磁的記録等）

第５６条　指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載さ

れた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第１０条第１項（第５５条において準用する場合を含む。）及び第１３条第１項（第５５条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第５条から第７条までの規定中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

（熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第７条　熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第７２号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第３節　運営に関する基準（第４６条－第５４条）」を「　第３節　運営に関する基準（第４６条－第５４条）
第６章　雑則（第５５条）」に改める。

第３条に次の２項を加える。

４　介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

５　介護老人保健施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第４条第１項第５号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第４項ただし書中「、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第４３条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き」を削り、同条第７項中「栄養士又は介護

支援専門員に」を「栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員に」に改め、同項第１号及び第２号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第３号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第８項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第１６条第６項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第１７条第６項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第２０条の次に次の２条を加える。

（栄養管理）

第２０条の２　介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔（くう）衛生の管理）

第２０条の３　介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第２９条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第３０条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第３０条に次の１項を加える。

４　介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第３０条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第３０条の２　介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第３２条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第３３条第２項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第３号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第３５条に次の１項を加える。

２　介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第４０条第１項第３号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４０条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第４０条の２　介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４４条に次の２項を加える。

３　ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、入居者に対する虐待の防止

等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4　ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第４５条第２項第１号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、１５人を超えないもの」を加える。

第４７条第８項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第５１条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）　虐待の防止のための措置に関する事項

第５２条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第５２条に次の１項を加える。

5　ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第５４条中「第２０条」を「第２０条の３」に改め、「第２８条まで」の次に「、第３０条の２」を加える。

本則に次の１章を加える。

第６章　雑則

（電磁的記録等）

第５５条　介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第１０条第１項（第５４条で準用する場合を含む。）及び第１３条第１項（第５４条で準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算

機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第６条から第１０条までの規定中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

（熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第８条　熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第７３号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第３節　運営に関する基準（第４７条－第５５条）」を「　第３節　運営に関する基準（第４７条－第５５条）
第６章　雑則（第５６条）」に改める。

第３条に次の２項を加える。

４　指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、入院患者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

５　指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第４条第１項第１号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）　栄養士又は管理栄養士　療養病床が１００以上の指定介護療養型医療施設にあっては、１以上

第４条第３項第１号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（６）　栄養士又は管理栄養士　老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が１００以上の指定介護療養型医療施設にあっては、１以上

第４条第６項中「第１項第５号」を「第１項第６号」に、「第３項第６号」を「第３項第７号」に改め、同条第７項ただし書中「、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第４２条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介

護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き」を削り、同条第８項中「第１項第５号」を「第１項第６号」に、「第３項第６号」を「第３項第７号」に改める。

第１７条第６項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第１８条第６項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第２０条の次に次の２条を加える。

（栄養管理）

第２０条の２　指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔（くう）衛生の管理）

第２０条の３　指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第２８条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第２９条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第２９条に次の１項を加える。

４　指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２９条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第２９条の２　指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院

患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第３１条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第３２条第２項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第３号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第３４条に次の１項を加える。

２　指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第３９条第１項第３号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第３９条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第３９条の２　指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４３条に次の２項を加える。

３　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、入院患者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を

実施する等の措置を講じなければならない。

4　ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第４４条第２項第１号中「入院患者の定員は」の次に「、原則として」を、「以下」の次に「とし、１５人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第４５条第２項第１号中「入院患者の定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、１５人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第４６条第２項第１号中「入院患者の定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、１５人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第４８条第８項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第５２条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）　虐待の防止のための措置に関する事項

第５３条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第５３条に次の１項を加える。

5　ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第５５条中「第２０条」を「第２０条の３」に改め、「第２７条まで」の次に「、第２９条の２」を加える。

本則に次の１章を加える。

第６章　雑則

（電磁的記録等）

第５６条　指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、

副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第１１条第１項（第５５条において準用する場合を含む。）及び第１４条第１項（第５５条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第９条中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１０条中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改め、同条第１号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

（６）　栄養士又は管理栄養士　老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が１００以上の指定介護療養型医療施設にあっては、１以上

附則第１１条及び第１２条中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

（熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第９条　熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成３０年熊本県条例第１５号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第３節　運営に関する基準（第４７条－第５５条）」を「　第３節　運営に関する基準（第４７条－第５５条）
第６章　雑則（第５６条）」に改める。

第３条に次の２項を加える。

４　介護医療院は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

５　介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う

よう努めなければならない。

第４条第１項第５号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第４項ただし書中「、介護医療院（ユニット型介護医療院（第４４条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。

第１６条第６項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第１７条第６項中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第２０条の次に次の２条を加える。

（栄養管理）

第２０条の２　介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔（くう）衛生の管理）

第２０条の３　介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第２９条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

第３０条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第３０条に次の１項を加える。

４　介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第３０条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第３０条の２　介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第３２条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第３３条第２項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第３号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第３５条に次の１項を加える。

２　介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第４０条第１項第３号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４０条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第４０条の２　介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４５条に次の２項を加える。

３　ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、入居者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第４６条第２項第１号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、１５人を超えないもの」を加える。

第４８条第８項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第５２条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）　虐待の防止のための措置に関する事項

第５３条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第５３条に次の１項を加える。

５　ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第５５条中「第２０条」を「第２０条の３」に改め、「第２８条まで」の次に「、第３０条の２」を加える。

本則に次の１章を加える。

第６章　雑則

（電磁的記録等）

第５６条　介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第１０条第１項（第５５条において準用する場合を含む。）及び第１３条第１項（第５５条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）

については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承認を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第２条から第７条までの規定中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第７条の次に次の１条を加える。

第８条　病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和６年３月３１日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第５条第２項第３号イ及び第４６条第２項第２号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第３条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第４９条において準用する場合を含む。）、第３２条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第４３条、第４９条及び第５３条において準用する場合を含む。）及び第３４条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第５３条において準用する場合を含む。）、第２条の規定による改正後の熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第３条第４項及び第３０条の２、第３条の規定による改正後の熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第３条第４項及び第３４条の２、第４条の規定による改正後の熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第４０条の２（新居宅サービス等基準条例第４２条の４、第４７条、第５９条、第６３条、第７９条、第８９条、第９８条、第１１４条、第１１６条、第１３６条、第１４８条、

第１７０条（新居宅サービス等基準条例第１８３条において準用する場合を含む。）、第１８３条の３、第１９０条、第２０６条（新居宅サービス等基準条例第２１８条において準用する場合を含む。）、第２３９条、第２５０条、第２６５条、第２６７条及び第２７８条において準用する場合を含む。）、第５条の規定による改正後の熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第５５条の１０の２（新介護予防サービス等基準条例第６３条、第７５条、第８５条、第９４条、第１２６条、第１４５条（新介護予防サービス等基準条例第１６２条において準用する場合を含む。）、第１６７条の３、第１７４条、第１８４条（新介護予防サービス等基準条例第１９９条において準用する場合を含む。）、第２２０条、第２３７条、第２５１条、第２５６条及び第２６５条において準用する場合を含む。）、第６条の規定による改正後の熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第３条第４項、第４１条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）及び第４５条第３項、第７条の規定による改正後の熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第３条第４項、第４０条の２（新介護老人保健施設基準条例第５４条において準用する場合を含む。）及び第４４条第３項、第８条の規定による改正後の熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第３条第４項、第３９条の２（新介護療養型医療施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）及び第４３条第３項並びに第９条の規定による改正後の熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第３条第４項、第４０条の２（新介護医療院基準条例第５５条において準用する場合を含む。）及び第４５条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新特別養護老人ホーム基準条例第８条（新特別養護老人ホーム基準条例第４９条において準用する場合を含む。）及び第３５条（新特別養護老人ホーム基準条例第５３条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第８条、新軽費老人ホーム基準条例第８条、新居宅サービス等基準条例第３０条（新居宅サービス等基準条例第４２条の４及び第４７条において準用する場合を含む。）、第５７条（新居宅サービス等基準条例第６３条において準用する場合を含む。）、第７７条、第８７条、第９６条、第１０７条（新居宅サービス等基準条例第１１６条及び第１３６条において準用する場合を含む。）、第１４４条、第１６６条（新居宅サービス等基準条例第１８３条の３及び第１９０条において準用する場合を含む。）、

第１８０条、第２０３条、第２１５条、第２３４条、第２４７条及び第２５９条（新居宅サービス等基準条例第２６７条及び第２７８条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第５５条（新介護予防サービス等基準条例第６３条において準用する場合を含む。）、第７３条、第８３条、第９２条、第１２２条、第１４１条（新介護予防サービス等基準条例第１６７条の３及び第１７４条において準用する場合を含む。）、第１５９条、第１８１条、第１９６条、第２１５条、第２３４条及び第２４５条（新介護予防サービス等基準条例第２５６条及び第２６５条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第２９条及び第５２条、新介護老人保健施設基準条例第２９条及び第５１条、新介護療養型医療施設基準条例第２８条及び第５２条並びに新介護医療院基準条例第２９条及び第５２条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和６年３月３１日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第２５条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第４３条、第４９条及び第５３条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第２４条の２、新軽費老人ホーム基準条例第２５条の２、新居宅サービス等基準条例第３２条の２（新居宅サービス等基準条例第４２条の４、第４７条、第５９条、第６３条、第７９条、第８９条、第９８条、第１１４条、第１１６条、第１３６条、第１４８条、第１７０条（新居宅サービス等基準条例第１８３条において準用する場合を含む。）、第１８３条の３、第１９０条、第２０６条（新居宅サービス等基準条例第２１８条において準用する場合を含む。）、第２３９条、第２５０条、第２６５条、第２６７条及び第２７８条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第５５条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第６３条、第７５条、第８５条、第９４条、第１２６条、第１４５条（新介護予防サービス等基準条例第１６２条において準用する場合を含む。）、第１６７条の３、第１７４条、第１８４条（新介護予防サービス等基準条例第１９９条において準用する場合を含む。）、第２２０条、第２３７条、第２５１条、第２５６条及び第２６５条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第３０条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第３０条の２（新介護老人保健施設基準条例第５４条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第２９条の２（新介護療養型医療施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第３０条の２（新介護医療院基準条例第５５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これら

の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4　施行日から令和６年３月３１日までの間、新居宅サービス等基準条例第３３条第３項（新居宅サービス等基準条例第４２条の４、第４７条、第５９条、第６３条、第７９条、第８９条、第９８条及び第２７８条において準用する場合を含む。）、第１１１条第２項（新居宅サービス等基準条例第１１６条、第１３６条、第１７０条（新居宅サービス等基準条例第１８３条において準用する場合を含む。）、第１８３条の３、第１９０条、第２３９条及び第２５０条において準用する場合を含む。）、第１４５条第２項（新居宅サービス等基準条例第２０６条（新居宅サービス等基準条例第２１８条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第２６２条第６項（新居宅サービス等基準条例第２６７条において準用する場合を含む。）並びに新介護予防サービス等基準条例第５５条の３第３項（新介護予防サービス等基準条例第６３条、第７５条、第８５条、第９４条及び第２６５条において準用する場合を含む。）、第１２３条第２項（新介護予防サービス等基準条例第１８４条（新介護予防サービス等基準条例第１９９条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第１４２条の２第２項（新介護予防サービス等基準条例第１６２条、第１６７条の３、第１７４条、第２２０条及び第２３７条において準用する場合を含む。）及び第２４８条第６項（新介護予防サービス等基準条例第２５６条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5　施行日から令和６年３月３１日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第２５条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第４９条において準用する場合を含む。）及び第４１条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第５３条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第２４条第３項、新軽費老人ホーム基準条例第２５条第３項、新居宅サービス等基準条例第５７条の２第３項（新居宅サービス等基準条例第６３条において準用する場合を含む。）、第１０８条第３項（新居宅サービス等基準条例第１１６条、第１３６条、第１４８条、第１７０条、第１８３条の３、第１９０条及び第２０６条において準用する場合を含む。）、第１８１条第４項、第２１６条第４項及び第２３５条第４項（新居宅サービス等基準条例第２５０条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第５５条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第

６３条において準用する場合を含む。）、第１２２条の２第３項（新介護予防サービス等基準条例第１４５条、第１６７条の３、第１７４条及び第１８４条において準用する場合を含む。）、第１６０条第４項、第１９７条第４項及び第２１６条第４項（新介護予防サービス等基準条例第２３７条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第３０条第３項及び第５３条第４項、新介護老人保健施設基準条例第３０条第３項及び第５２条第４項、新介護療養型医療施設基準条例第２９条第３項及び第５３条第４項並びに新介護医療院基準条例第３０条第３項及び第５３条第４項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6　施行日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第４６条第２項第１号の規定に基づき入所定員が１０人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第５条第１項第３号及び第５３条第２項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7　前項の規定は、新特別養護老人ホーム基準条例第３６条第４項第１号及び第５１条第４項第１号、新居宅サービス等基準条例第１７３条第６項第１号、新介護予防サービス等基準条例第１５６条第６項第１号、新介護老人保健施設基準条例第４５条第２項第１号、新介護療養型医療施設基準条例第４４条第２項第１号、第４５条第２項第１号及び第４６条第２項第１号並びに新介護医療院基準条例第４６条第２項第１号の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新特別養護老人ホーム基準条例第３６条第４項第１号及び第５１条第４項第１号	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第５条第１項第３号	新特別養護老人ホーム基準条例第１２条第１項第４号
	第５３条第２項	第４１条第２項（第５３条において準用する場合を含む。）
新居宅サービス等基準条例第１７３条第６項第１号	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第５条第１項第３号	新居宅サービス等基準条例第１５０条第１項第３号

	第５３条第２項	第１８１条第２項
新介護予防サービス等基準条例第１５６条第６項第１号	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第５条第１項第３号	新介護予防サービス等基準条例第１３２条第１項第３号
	第５３条第２項	第１６０条第２項
新介護老人保健施設基準条例第４５条第２項第１号	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第５条第１項第３号	新介護老人保健施設基準条例第４条第１項第２号
	第５３条第２項	第５２条第２項
新介護療養型医療施設基準条例第４４条第２項第１号、第４５条第２項第１号及び第４６条第２項第１号	入所定員	入院患者の定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第５条第１項第３号	新介護療養型医療施設基準条例第４条第１項第２号及び第３号、同条第２項第２号及び第３号、同条第３項第２号及び第３号、附則第２条第２号、附則第３条、附則第９条並びに附則第１０条第２号及び第３号
	第５３条第２項	第５３条第２項
新介護医療院基準条例第４６条第２項第１号	入所定員	入居者の定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第５条第１項第３号	新介護医療院基準条例第４条第１項第２号及び第３号並びに第６項第２号
	第５３条第２項	第５３条第２項

８　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第１条の規定による改正前の熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第３６条第４項第１号ア(オ)及び第５１条第４項第１号ア(オ)、第４条の規定による改正前の熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第１７３条第６項第１号ア(エ)、第５条の規定による改正前の熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第１５６条第６項第１号ア(エ)、第６条の規定による改正前の熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第４６条第２項第１号ア(エ)

並びに第８条の規定による改正前の熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第４４条第２項第１号ア(エ)、第４５条第２項第１号ア(エ)及び第４６条第２項第１号ア(エ)に規定する要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

９　施行日から令和６年３月３１日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第２２条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第２０条の２（新介護老人保健施設基準条例第５４条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第２０条の２（新介護療養型医療施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第２０条の２（新介護医療院基準条例第５５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

１０　施行日から令和６年３月３１日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第２２条の３（新指定介護老人福祉施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第２０条の３（新介護老人保健施設基準条例第５４条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第２０条の３（新介護療養型医療施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第２０条の３（新介護医療院基準条例第５５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

１１　施行日から起算して６月を経過する日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第３２条第１項（新特別養護老人ホーム基準条例第４３条、第４９条及び第５３条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第３０条第１項、新軽費老人ホーム基準条例第３４条第１項、新指定介護老人福祉施設基準条例第４１条第１項（新指定介護老人福祉施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第４０条第１項（新介護老人保健施設基準条例第５４条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第３９条第１項（新介護療養型医療施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第４０条第１項（新介護医療院基準条例第５５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第１号から第３号までに掲げる措置を講じるとともに、第４号に掲げる措置を講じるよう

努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

１２　施行日から令和６年３月３１日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第２７条第２項第３号（新特別養護老人ホーム基準条例第４３条、第４９条及び第５３条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第２５条第２項第３号、新軽費老人ホーム基準条例第２７条第２項第３号、新指定介護老人福祉施設基準条例第３３条第２項第３号（新指定介護老人福祉施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第３３条第２項第３号（新介護老人保健施設基準条例第５４条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第３２条第２項第３号（新介護療養型医療施設基準条例第５５条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第３３条第２項第３号（新介護医療院基準条例第５５条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

（提案理由）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４６号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。